

第36号議案

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「17万7,950円」を「18万6,050円」に改め、同項第3号中「8万8,980円」を「9万2,980円」に改める。

別表中「8,529円」を「9,060円」に、「9,909円」を「10,332円」に、「12,351円」を「14,175円」に、「13,575円」を「14,175円」に、「15,837円」を「16,467円」に、「16,866円」を「17,496円」に、「7,164円」を「7,629円」に、「7,932円」を「8,340円」に、「9,438円」を「9,873円」に、「10,701円」を「11,073円」に、「11,610円」を「11,907円」に、「11,970円」を「12,246円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項第1号および第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号および第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。
- 4 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医および学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14, 175円」とあるのは、「12, 951円」とする。

- 6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。
- （説明）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等が改正されたことに伴い、介護補償の額および補償基礎額を改める必要がある。